★ 政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

（規則第八十四号）（行政情報室）

一　改正の要旨

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正等に伴う規定の整備を行った。

二　施行期日

平成十九年九月三十日。ただし、別記様式第一号４及び別記様式第二号４の改正規定は、平成十九年十月一日